

(仮称) こども基本条例の制定に向けた取組みについて

1 背景

本市ではこれまで、こども施策を重要施策の一つと位置付け、「千葉市こどもプラン」に基づき様々な取組みを進めてきたが、増加する児童虐待事案や不登校事案のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、こども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけでなく、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要であり、国によるこども基本法の成立を契機として、本市においてもこども施策の基本となる事項等を定める条例の制定に向けて取り組んでいくこととした。

2 条例検討委員会の設置

様々な立場の方からの意見等を集約し、条例に反映させるため、若者を含む公募市民やこどもに関する事業に従事する方、学識経験者の合計 20 人で構成する条例検討委員会を設置し、条例に規定する項目や内容等について審議していただく。

3 主な取組み

条例の制定過程に、当事者であるこどもや若者をはじめとする多くの市民の方に参加していただくことが重要であるため、以下の取組みなどを実施する予定。

- ・機運の醸成を図る契機とするためのシンポジウムの開催
- ・こどもや一般の方を対象とした各種アンケート調査の実施
- ・「こどもの参画推進事業」を活用したこども・若者からの提案

4 スケジュール（予定）

令和 4 年度 第 1 回の条例検討委員会を開催（3 月下旬）

5 年度 条例検討委員会を 4 回程度開催

シンポジウムの開催やアンケート調査の実施など

6 年度 条例検討委員会を 3 回程度開催

パブリックコメント手続の実施

市議会に条例議案を提出

7 年度 条例施行